

富山県済生会高岡病院自動販売機設置事業者に係る  
一般競争入札実施要項

平成31年3月  
富山県済生会高岡病院

## 富山県済生会高岡病院自動販売機設置事業者に係る 一般競争入札実施要項

富山県済生会高岡病院における自動販売機設置に係る設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この実施要項をよく読み、各記載事項を承知の上お申し込みください。

### 1 入札物件

- (1) 清涼飲料水自動販売機
- (2) 設置場所

別添「入札物件一覧表」のとおり

- ※ 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
  - ※ 設置場所の寸法には、原則、使用済みの回収ボックス、転倒防止用金具、放熱スペース等を合みます。
  - ※ 設置可能台数を越える台数の設置は出来ません。
  - ※ 商品の補充やメンテナンスのため扉開閉や通行に支障がある場合も考えられますので事前に確認をお願いします。
  - ※ 複数の物件に応募することも可能です。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り入札することができます。

- (1) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び県税の滞納がないこと
- (7) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 取締役等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者で構成されていること。

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

(10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。

### 3 入札条件等

#### (1) 手数料等

##### ① 設置の期間

設置許可の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

ただし、設置期間中であっても、富山県済生会高岡病院の用途に供するため必要とするときは設置許可を取り消す場合があります。

##### ② 手数料

ア 物件ごとに落札者が設置した自動販売機の売上額(消費税相当額を含む。)に落札者が提示した手数料率を乗じた金額をもって手数料とします。

イ 落札者は、設置した自動販売機の売上金精算を行った際、売上げ本数及び売上金額が分かる明細書を都度提出すること。提出先及び明細書に関しては、落札後双方にて確認を行います。

ウ 手数料は、月ごとに集計し富山県済生会高岡病院が発行する請求書により、指定する期日までに全額納入してください。

##### ③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(専用電源設置費及び電力使用量計測用子メーター設置費等含む)、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、富山県済生会高岡病院が発行する請求書により、富山県済生会高岡病院の指定する期日までに全額納入してください。

##### ④ 設置条件

自動販売機は、物件番号ごとの自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。

外形寸法は、特に指定がない限り使用済容器の回収ボックス、転倒防止金具、放熱スペース等を合むものとします。

また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止及び火災予防対策も併せて行ってください。

なお、平成31年3月31日中に設置工事を完了し販売を開始するものとします。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、手数料等を富山県済生会高岡病院が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。  
なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または担保に供してはならないこと。
- ④ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
- ⑤ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、夜間等はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。
- ⑥ 清涼飲料水の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、びん、ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ⑦ 販売価格については、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該金額を上回る価格で販売しないこと。）
- ⑧ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができるものとする。また、災害時に富山県済生会高岡病院が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。  
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式3）を富山県済生会高岡病院に提出すること。
- ② 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ 盗難事故や破損事故等による損害は、富山県済生会高岡病院の責によることが明らかでない場合を除き、全て設置事業者が負うこと。
- ⑤ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

(4) 使用許可の取り消し

- ① 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。
  - ア 許可物件を病院の用途に供する必要が生じた場合
  - イ 富山県済生会高岡病院の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
  - ウ 使用許可の条件に違反する行為があると詰める場合
  - エ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
  - オ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

- ② 上記①の場合、既に納めた手数料等は還付しません。
- ③ 上記①のウ又はオの場合、取り消しのあった日から2年間富山県済生会高岡病院が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする月の3か月前までに富山県済生会高岡病院に書面により通知してください。

この場合、納入済の手数料は還付いたしません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記3の(4)により許可が取り消された場合や、上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を富山県済生会高岡病院に請求することができません。

#### 4 入札参加資格の審査

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格要件に係る資格審査のため、以下に示す提出書類を提出し、入札の参加資格があることの確認を受けるものとします。

なお、期限までに提出書類を提出しない者又は入札の参加資格がないと認められた者はこの入札に参加することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式3)
- ④ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)  
※入札申込日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)
- ⑤ 添付書類
  - ア 商業登記簿謄本(発行から3か月以内のもので写し可)
  - イ 過去3か年の決算書
- ⑥ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し。

(2) 提出方法及び期限

平成31年3月20日(水)午後1時00分(必着)までに、持参又は郵送(簡易書留郵便 又は民間事業者による書留郵便に準ずるもの)により提出願います。

(3) 提出場所

〒933-8525 富山県高岡市二塚 387-1  
富山県済生会高岡病院 管財・調達課

(4) 提出部数

各1部

(5) 参加資格通知

参加資格を認められた者には平成31年3月20日(水)に入札参加資格通知書を送付します。

- (6) 入札参加申請者は、入札日の前日までの間において、富山県済生会高岡病院から入札要綱において求められた条件に関し説明を求められた場合には、入札参加申請者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (7) 当入札の参加に必要な経費は、入札参加申請者の負担とします。
- (8) 提出された書類は変更及び返還を求められません。
- (9) 現場説明会は行いません。

## 5 入開札の日時及び場所

入札は出場入札とします。

- (1) 日時 平成 31 年 3 月 25 日(月)午前 11 時 00 分
- (2) 場所 〒933-8525 富山県高岡市二塚 387-1  
富山県済生会高岡病院 2 階 第 1 会議室
- (3) その他 入札参加にあつては、「入札参加資格通知書」の写しを持参してください。  
※郵便入札は不可とします。

## 6 入札要領

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金  
不要とします。
- (3) 入札者に要求される事項
  - ① 入札者は、入札書（様式 4）を記入し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
  - ② 入札は入札者（代理人を含む）による直接投函により行います。
  - ③ 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式 5）を入札前に提出してください。
  - ④ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - ② 同一人の同一事項に対する 2 以上の入札
  - ③ 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は 2 人以上の入札者の代理人を兼ねてした者の入札
  - ④ 入札要件を認知することができない入札
  - ⑤ 入札執行の場所に指定の日時までには到達しない入札
  - ⑥ 「入札書在中」の表示のない入札
  - ⑦ 記名押印のない入札
  - ⑧ 入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札
  - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の延期又は中止

入札参加者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

## 7 落札者の決定方法

(1) 予定手数料率を上回る率のうち最高手数料率を提示した者を落札者とします。

ただし、同率の入札者が2者以上あるときは、くじ引きによって設置事業者を定めます。

なお特記事項として、1事業者につき3物件のみ落札できるものとさせていただきます。仮に4以上の物件で最高手数料率を提示された場合は平成30年売上本数上位(物件番号順とする。)の物件から3件のみ落札するものとします。

[例]

- ・物件番号1      A社：15%   B社：14%   C社：13%   を提示  
→最高手数料率を提示したA社に決定
- ・物件番号2      A社：15%   B社：14%   C社：13%   を提示  
→最高手数料率を提示したA社に決定
- ・物件番号3      A社：15%   B社：14%   C社：13%   を提示  
→最高手数料率を提示したA社に決定
- ・物件番号4      A社：15%   B社：14%   C社：13%   を提示  
→最高手数料率を提示したA社は物件番号1・2・3で設置事業者  
に決定したため除外し、第2位のB社に決定とする

(2) 落札者の公表等

設置事業者は、その法人名を当院ホームページにおいて公表します。

## 8 質問の受付及び回答

この実施要綱及び仕様書に関し質問がある場合は、質問書(様式6)を下記により提出してください。なお、電話及び口答による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法      持参、郵送又はFAX(FAXの場合は、到着を確認してください。)
- (2) 提出先        富山県済生会高岡病院 管財・調達課
- (3) 提出期間      平成31年3月12日(火)から平成31年3月18日(月)まで。
- (4) 受付時間      午前8時30分から午後3時00分まで
- (5) 回      答      平成31年3月18日(月)午後5時までに、FAXで回答致します

## 9 落札者の提出書類

落札者に決定した者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 設置する自動販売機のカタログ(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)

## 10 その他

- (1) 設置許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

## 11 問合せ先

富山県済生会高岡病院事務部 管財・調達課 担当者：荒木

電 話：0766-21-0570 F A X：0766-23-9025

Email：[araki.hirokazu@takaoka-saiseikai.jp](mailto:araki.hirokazu@takaoka-saiseikai.jp)



## 【自動販売機設置位置図】

## 物件個別明細書（物件番号 1）

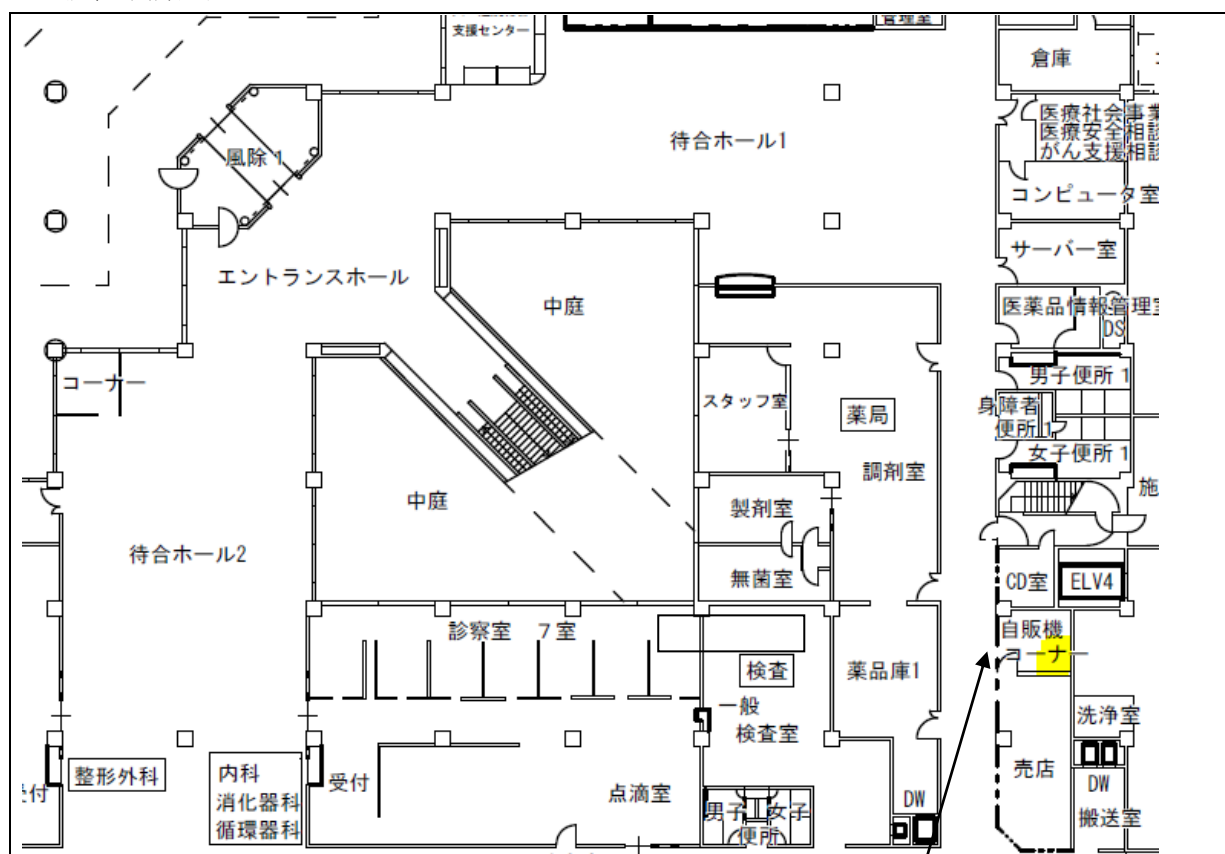
### 1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚387-1
設置場所	1階自販機コーナー
売上本数	約10,000本（平成30年実績）
設置台数等	1台 約1.4㎡

### 2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

### 3. 設置場所図面



物件番号 1

物件個別明細書（物件番号 2）

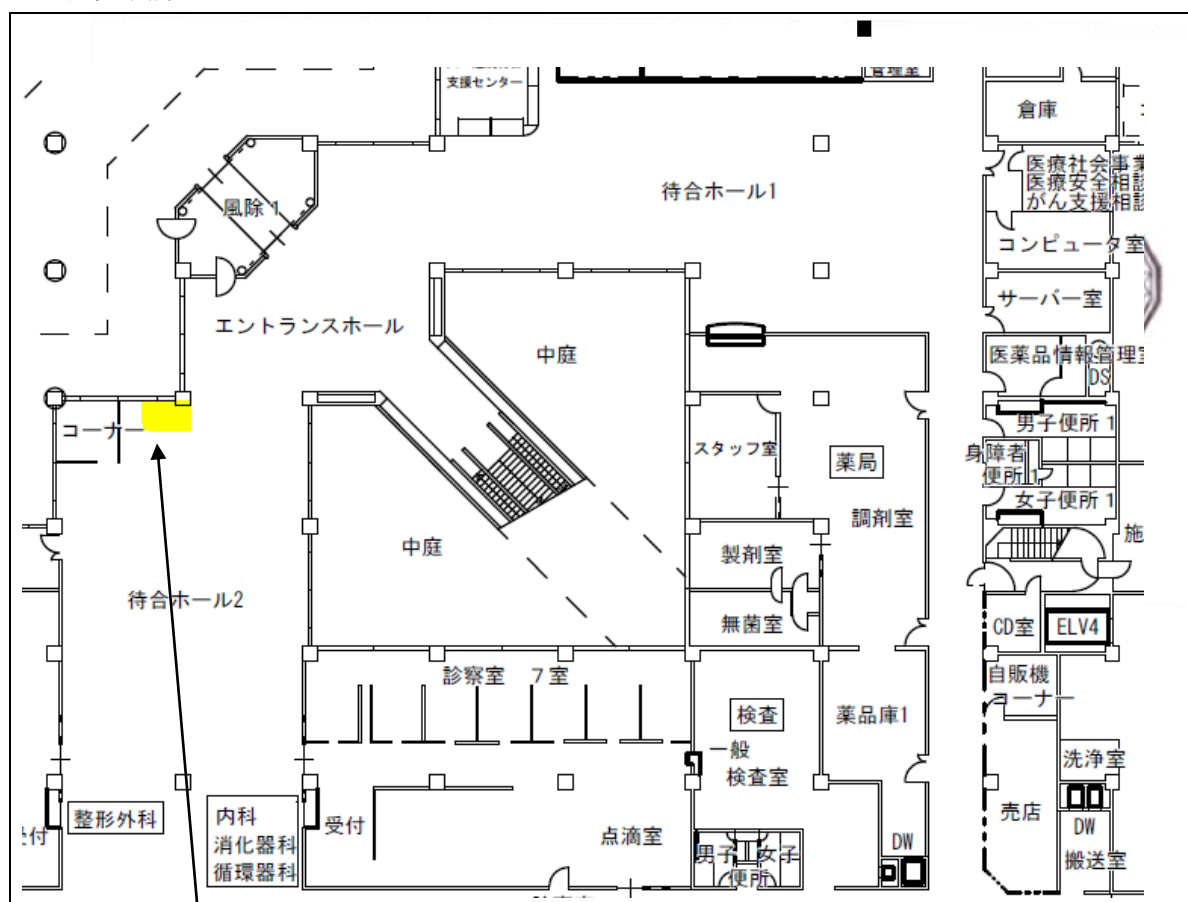
1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚 3 8 7 - 1
設置場所	1 階外来コーナー
売上本数	約 8, 0 0 0 本（平成 3 0 年実績）
設置台数等	1 台 約 2. 1 m <sup>2</sup>

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面



物件番号 2

物件個別明細書（物件番号 3）

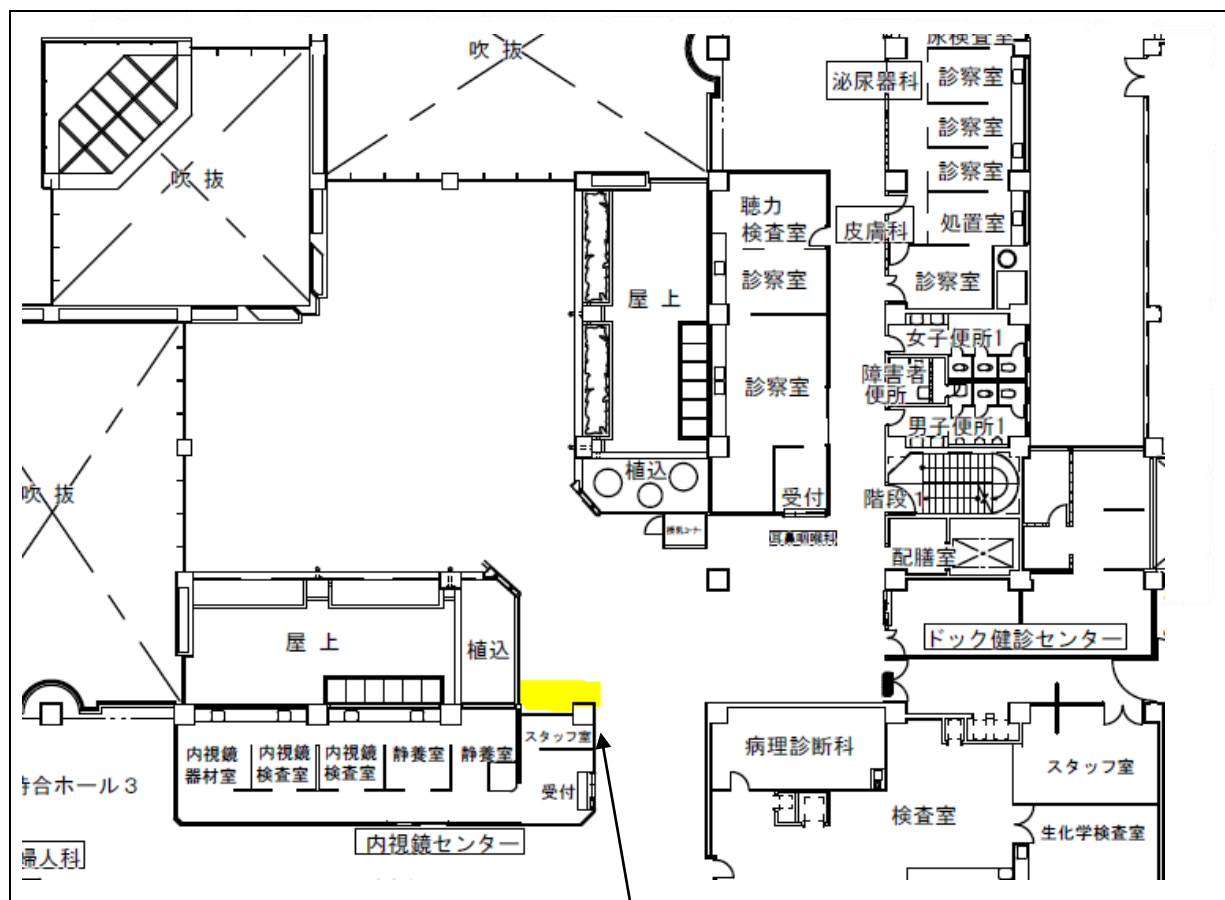
1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚 3 8 7 - 1
設置場所	2 階エスカレーター前
売上本数	約 7, 0 0 0 本（平成 3 0 年実績）
設置台数等	1 台 約 2. 0 m <sup>2</sup>

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面



物件番号 3

物件個別明細書（物件番号 4）

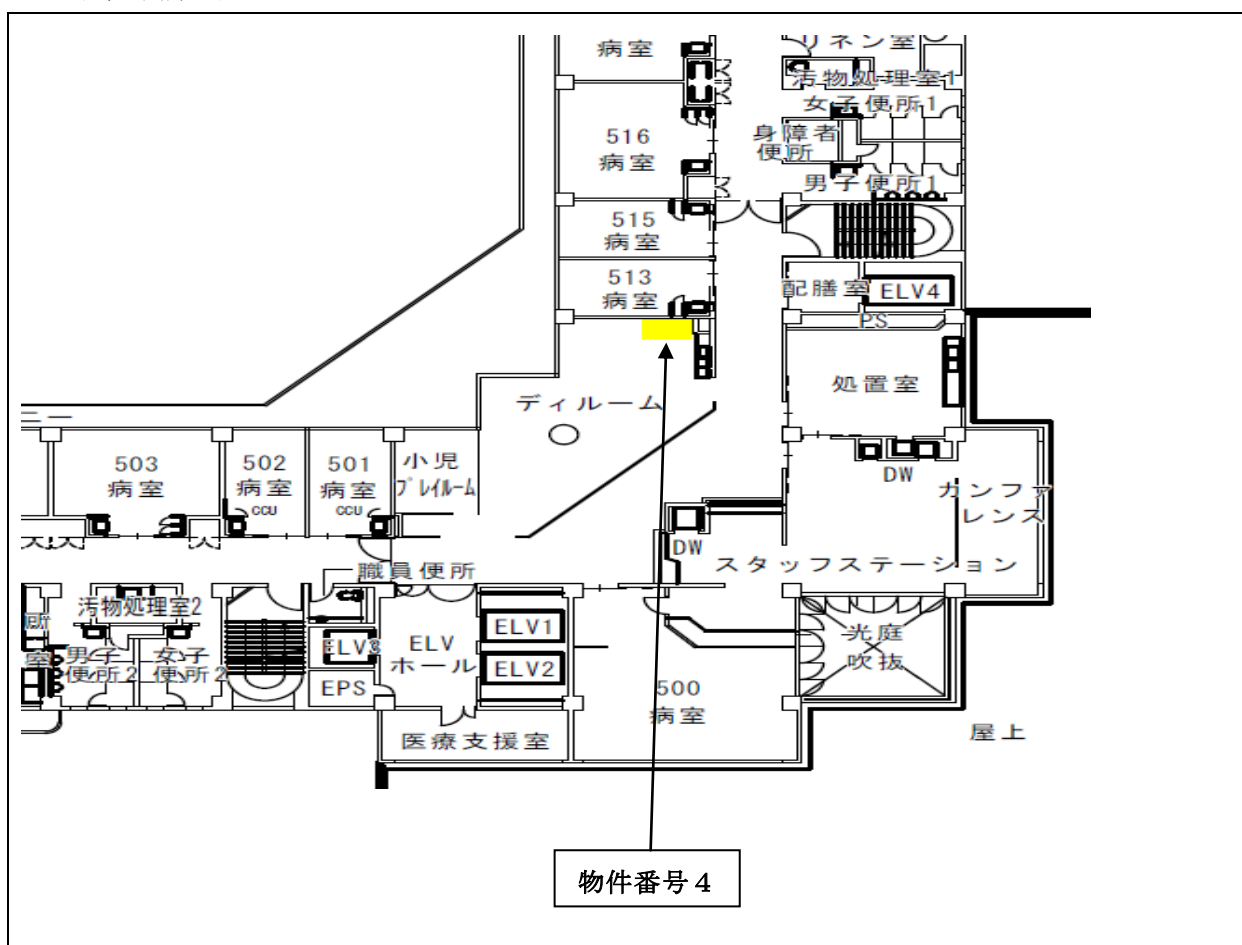
1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚 3 8 7 - 1
設置場所	5 階病棟デイルーム
売上本数	約 7, 0 0 0 本（平成 3 0 年実績）
設置台数等	1 台 約 2. 1 m <sup>2</sup>

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面



物件個別明細書（物件番号 5）

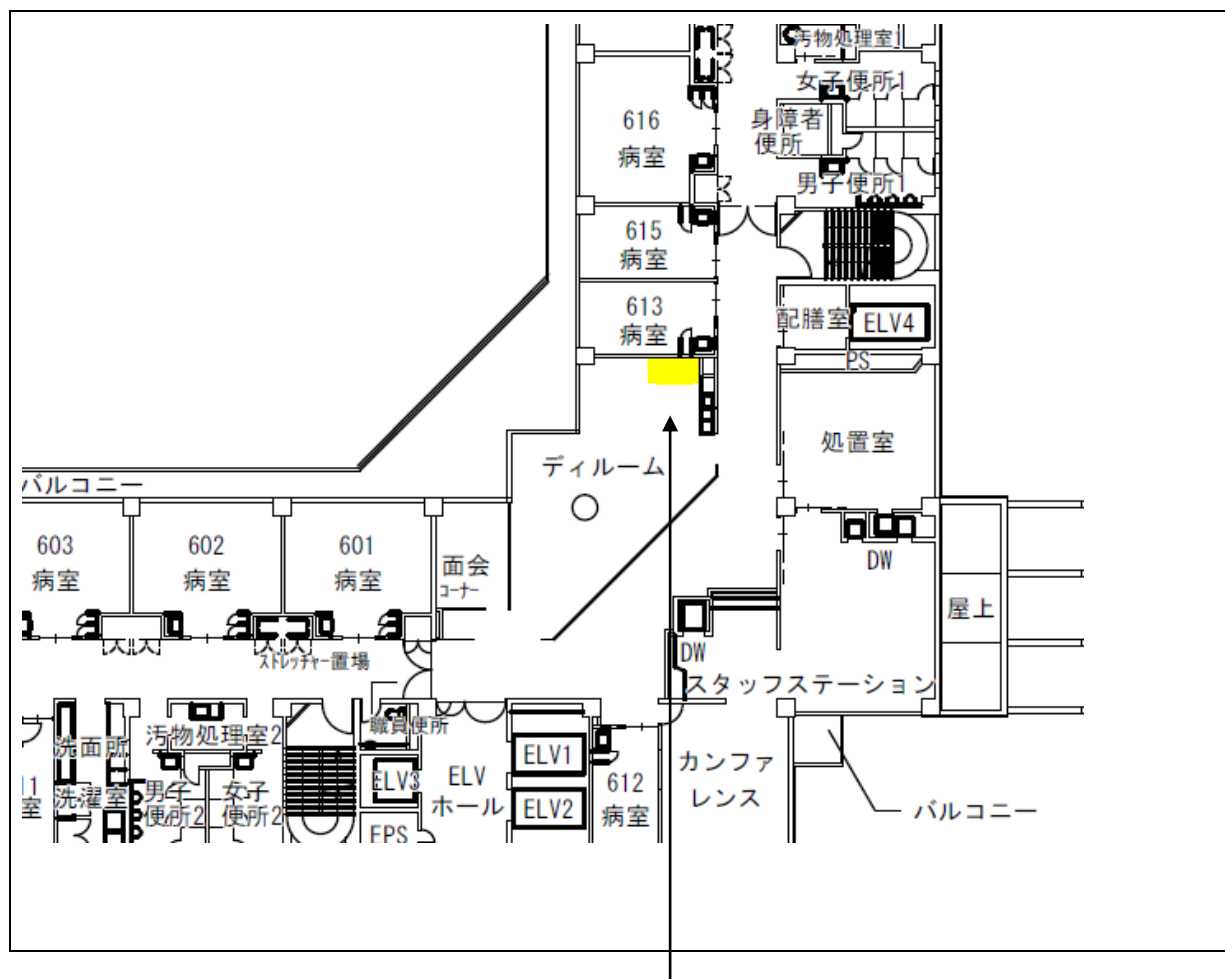
1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚 3 8 7 - 1
設置場所	6 階病棟デイルーム
売上本数	約 5, 0 0 0 本（平成 3 0 年実績）
設置台数等	1 台 約 2. 1 m <sup>2</sup>

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面



物件番号 5

物件個別明細書（物件番号6）

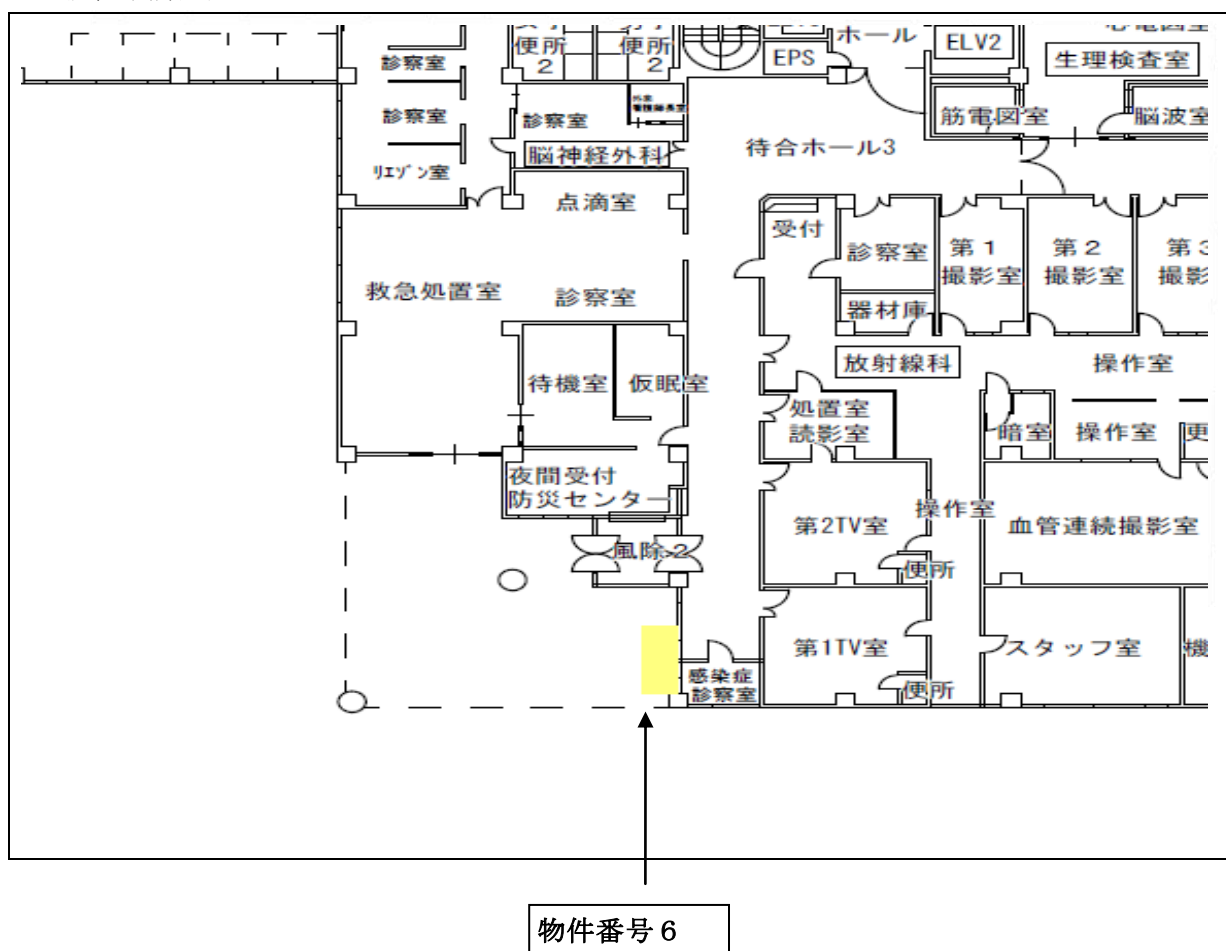
1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚387-1
設置場所	1階時間外出入口付近
売上本数	約3,500本（平成30年実績）
設置台数等	1台 約2.0㎡

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面



物件個別明細書（物件番号7）

1. 物件の情報

設置施設名	富山県済生会高岡病院
施設の所在	富山県高岡市二塚387-1
設置場所	8階図書室前
売上本数	約2,500本（平成30年実績）
設置台数等	1台 約2.7㎡

2. 設置する自動販売機の情報

項目	条件等
販売種別	缶・ペットボトル等
販売品目	一般的な清涼飲料水等
販売価格	希望小売価格
その他特記事項	

3. 設置場所図面

